

島根地方最低賃金審議会

第416回会議資料

－ その 1 －

島根労働局

資料目次（第416回会議・令和2年7月6日開催）

第55期島根地方最低賃金審議会委員名簿	資料No.1
令和2年度審議会事務局体制	資料No.2
最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋	資料No.3
島根地方最低賃金審議会運営規程	資料No.4
島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程	資料No.5
島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領	資料No.6
コロナウイルス緊急事態だからこそ、最低賃金引き上げと全国一律 最低賃金制の確立を求める要請書（写）	資料No.7
令和元年度審議会等関係会議開催状況（会議別）	資料No.8
令和2年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	資料No.9

島根地方最低賃金審議会 委員名簿
(第55期)

区分	氏名	現職
公益代表表	飯塚 弘	元 NHK 松江放送局 副局長
	富田眞智子	元 社会福祉法人島根県共同募金会 常務理事
	友定雅紀	元 山陰中央新報社 総務局長兼秘書室長
	藤本晴久	島根大学 法文学部 法経学科 准教授
	本間恵美子	元 島根県立八雲立つ風土記の丘 所長
労働者代表表	景山 誠	日本労働組合総連合会 島根県連合会 事務局長
	島田一英	U A ゼンセン 島根県支部長
	鳥目純子	J A M 山陰組織部長
	西尾和孝	パナソニックESソーラーシステム製造労働組合執行委員長
	山本 楽	一畑電鉄労働組合 一畑バス支部執行委員
使用者代表表	太田裕子	有限会社太田硝子店 代表取締役
	古志野純子	株式会社長岡塗装店 常務取締役
	松浦俊彦	松江商工会議所 専務理事
	森脇建二	一般社団法人島根県経営者協会 専務理事
	若松志昌	協同組合島根県鐵工会 専務理事
備考	任命年月日 令和元年5月1日(若松委員は令和2年6月12日) 五十音順 敬称略	

事務局体制

島根労働局

令和2年4月1日

島根労働局長 くらもち きよこ
倉 持 清 子

労働基準部長 やすえ むつみ
安 江 睦

賃金室長 ふじはら しゅうじ
藤 原 修 二

賃金指導官 いとが じゅんいち
糸 賀 淳 一

最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋

【最低賃金法 第25条 第2項】

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

【最低賃金法 第25条 第3項】

専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

【最低賃金審議会令 第6条 第1項】

最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、9人以内とする。

【最低賃金審議会令 第6条 第5項】

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

【最低賃金審議会令 第6条 第7項】

最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

島根地方最低賃金審議会運営規程

- 第1条 島根地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、島根労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
 - 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。
- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを会長に通知するものとする。
- 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめこれを会長に通知するものとする。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。
- 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し公開するものとする。この場合、第1項の署名は、議事要旨に行うこととする。
 - 前3項の規定は、小委員会等について準用する。
- 第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度島根労働局長に送付するものとする。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。
- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいてこれを行う。
- 附 則
- 第1条 この規程は、平成23年6月8日から施行する。

島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

第1条 島根地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）の議事運営は、島根地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 委員会は、審議会が指名した、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員各2名及び審議会の会長（以下「会長」という。）及び会長代理をもって構成する。

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長、又は3分の1以上の委員会の委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、島根労働局長に通知するものとする。

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。この場合、第1項の署名は議事要旨に行うこととする。

第7条 委員会の結論は、原則として審議会に報告するものとする。

第8条 この規程の改廃は、委員会の議決に基づいて行う。

附則

第1条 この規程は、平成23年8月2日から施行する。

島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領

島根地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第6条及び第7条に基づき審議会又は議事録、議事要旨等の公開に当たっての対応を以下のとおり定める。

1 事前対応

- ① 審議会の開催日の概ね10日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、島根労働局掲示板に、以下についての公示を行う（別添1参照；添付省略）。
 - (1) 日 時
 - (2) 場 所
 - (3) 議 題
- ② 傍聴申込みの締切は、抽選のある場合を考慮して、開催日の4日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）とする。
- ③ 傍聴者は原則5名までとし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は抽選とする。
- ④ 電話による照会には、公示以降に対応し、それ以前は未定である旨回答する。

2 当日の対応

- ① 傍聴人名簿（別添2；添付省略）を作成し、傍聴人に対し名簿と同一番号の傍聴整理券（別添3；添付省略）を受付にて配布する。傍聴席にも番号を振り出し、傍聴人名簿と同一番号の傍聴人席に着席させる。
- ② 傍聴人に対して、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」（別添1の別添；添付省略）を配布する。この際、遵守事項に反している者に対しては、遵守事項を説明の上、その行為をやめさせるか、退去要求（別添4；添付省略）を行う。
- ③ 審議会開会10分ほど前に、傍聴人に対し、審議会事務局から改めて遵守事項の説明を行う。

3 事後対応

議事録は、審議会終了後60日以内に作成し、これを公開する。
議事要旨は、審議会終了後速やかに作成し、これを公開する。

4 その他

この要領は、平成16年3月15日から実施する。
この要領は、平成29年6月30日から実施する。

2020年6月12日

島根労働局長
倉持 清子 様全国労働組合総連合中国ブロック協議会
議長 三上 雅弘
岡山市北区春日町5-6 岡山県労会議内
TEL:086-221-0133島根県労働組合総連合
議長 村上 一
松江市母衣町55-2 教育会館内2F
TEL:31-3396

コロナウイルス緊急事態だからこそ、 最低賃金引き上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書

日頃から労働行政の推進、及び新型コロナウイルス感染拡大防止に尽力されている貴職に対して敬意を表します。

新型コロナウイルス感染拡大のなか、補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛・休業要請によって、雇用が脅かされ、収入が激減した低賃金労働者、非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、約3割の世帯に貯蓄がありません。コロナ・ショックは、蓄えのない世帯に深刻な影を落としています。その背景には、非正規雇用労働者の拡大、低賃金の蔓延による格差と貧困が進行しているところに困難の根深さがあります。

2008年のリーマンショックの際、欧米の各国は、労働者の賃金を引き上げて、内需を拡大して乗り切りました。先進国の中で、唯一日本だけが、雇用を崩壊させ、「年越し派遣村」を生み出し、賃金を抑制しました。企業利益を確保して内部留保を拡大した一方、国民消費が回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。此度の危機を乗り切るために、賃金を抑制するという「誤り」を繰り返してはなりません。

日本商工会議所などが景気低迷のため最低賃金の凍結を求めています。最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。

最低賃金を決める要素で重要なのは「労働者の生計費」です。賃金には、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠です。

コロナウイルス緊急事態だからこそ、最低賃金制度を全国一律制に転換し地域間格差を解消し、最低生計費を保証する時給1500円以上に引き上げる中で、8時間働けば誰もがどこでも人間らしく暮らせる社会、基本的人権など生存権が守られる社会に変えていくことが求められています。

以下の点について要請をいたします。

記

1. 島根県の最低賃金の凍結を行わず、時給 1500 円への引き上げを目指し、当面 1000 円にすること。
2. 最低賃金の地域間格差を解消するため、全国一律最賃制度の制定を国に求めること。
3. 最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルール確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていること。
4. 地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
5. 審議会開催にあたって以下のことを行うこと
 - ①審議会での意見陳述。陳述にあたっては時間制限を設けず、質疑を受け付けること。
 - ②専門部会の傍聴を含めた完全公開
 - ③人数制限を行わない傍聴の自由化
 - ④異議申し出の場合の意見陳述。

以上



令和元年度島根地方最低賃金審議会開催状況（会議別）

〔公益委員会議〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
6月13日	第1回	島根地方最低賃金審議会の運営について 会長、会長代理、専門部会委員について 最低賃金審議会の資料について

〔島根地方最低賃金審議会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
7月2日	第413回	会長、会長代理の選出 島根県最低賃金の改正諮問について 専門部会の設置、最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 今後の最低賃金審議会の進め方について 全労連中国ブロック協議会からの要請について
8月1日	第414回	中央最低賃金審議会「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達 及び令和元年度賃金改定状況調査結果について 最低賃金と生活保護の乖離額について
8月21日	第415回	島根県最低賃金の改定に係る異議申し出について 【意見陳述 しまね労連事務局長 池場 哲哉】 特定最低賃金6件の改正の申出について 特定最低賃金6件の必要性の有無（諮問） 特定最低賃金6件の必要性の有無（答申）（「百貨店」必要性なし） 特定最低賃金5件の改正決定の諮問 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について

〔運営小委員会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
8月21日	第1回	特定最低賃金の必要性有無の検討方法について

〔必要性検討委員会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
8月21日	第1回	特定最低賃金6件の改正決定の必要性の有無について

〔島根県最低賃金専門部会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
8月1日	第1回	部会長、部会長代理の選出 最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取について 最低賃金と生活保護の乖離額について 最低賃金に関する基礎調査結果について 金額審議 答申

＜島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会＞

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月13日	第1回 (特定5件 合同会 議)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月30日	第2回	設定様式について 金額審議、答申

＜島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会＞

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月13日	第1回 (特定5件 合同部 会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
10月2日	第2回	設定様式について 金額審議、答申

＜島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会＞

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月13日	第1回 (特定5件 合同部 会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月26日	第2回	設定様式について 金額審議

<島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会>

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月13日	第1回 (特定5件 合同部 会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月30日	第2回	設定様式について 金額審議、答申

<島根県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会>

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
		(改正の必要性なし)

<島根県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会>

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月13日	第1回 (特定5件 合同部 会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月25日	第2回	設定様式について 金額審議
10月2日	第3回	金額審議、答申

令和2年度答申要旨の公示日別最短期効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和2年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

令和2年8月

答申 (要旨公示)	15日	1審裁日	官報 持込	7審裁日	官報 公示	30日	発効
	→	→		→		→	
8月1日(土)	8月17日(月)		8月18日(火)	8月27日(火)	8月27日(水)		9月26日(土)
8月2日(日)	8月17日(月)		8月18日(火)	8月27日(火)	8月27日(水)		9月26日(土)
8月3日(月)	8月18日(火)		8月19日(水)	8月28日(金)			9月27日(日)
8月4日(火)	8月19日(水)		8月20日(木)	8月31日(月)			9月30日(水)
8月5日(水)	8月20日(木)		8月21日(金)	9月1日(火)			10月1日(木)
8月6日(木)	8月21日(金)		8月24日(月)	9月2日(水)			10月2日(金)
8月7日(金)	8月24日(月)		8月25日(火)	9月3日(木)			10月3日(土)
8月8日(土)	8月24日(月)		8月25日(火)	9月3日(木)			10月3日(土)
8月9日(日)	8月24日(月)		8月26日(火)	9月3日(木)			10月3日(土)
8月10日(月)	8月25日(火)		8月26日(火)	9月4日(金)			10月4日(日)
8月11日(火)	8月26日(水)		8月27日(木)	9月7日(月)			10月7日(水)
8月12日(水)	8月27日(木)		8月28日(金)	9月8日(火)			10月8日(木)
8月13日(木)	8月28日(金)		8月31日(月)	9月9日(水)			10月9日(金)
8月14日(金)	8月31日(月)		9月1日(火)	9月10日(木)			10月10日(土)
8月15日(土)	8月31日(月)		9月1日(火)	9月10日(木)			10月10日(土)
8月16日(日)	8月31日(月)		9月1日(火)	9月10日(木)			10月10日(土)
8月17日(月)	9月1日(火)		9月2日(水)	9月11日(金)			10月11日(日)
8月18日(火)	9月2日(水)		9月3日(木)	9月14日(月)			10月14日(水)
8月19日(水)	9月3日(木)		9月4日(金)	9月15日(火)			10月15日(木)
8月20日(木)	9月4日(金)		9月7日(月)	9月16日(水)			10月16日(金)
8月21日(金)	9月7日(月)		9月8日(火)	9月17日(木)			10月17日(土)
8月22日(土)	9月7日(月)		9月8日(火)	9月17日(木)			10月17日(土)
8月23日(日)	9月7日(月)		9月8日(火)	9月17日(木)			10月17日(土)
8月24日(月)	9月8日(火)		9月9日(水)	9月18日(金)			10月18日(日)
8月25日(火)	9月9日(水)		9月10日(木)	9月23日(水)			10月23日(金)
8月26日(水)	9月10日(木)		9月11日(金)	9月24日(木)			10月24日(土)
8月27日(木)	9月11日(金)		9月14日(月)	9月25日(金)			10月25日(日)
8月28日(金)	9月14日(月)		9月15日(火)	9月28日(火)			10月28日(水)
8月29日(土)	9月14日(月)		9月15日(火)	9月28日(火)			10月28日(水)
8月30日(日)	9月14日(月)		9月15日(火)	9月28日(火)			10月28日(水)
8月31日(月)	9月15日(火)		9月16日(水)	9月29日(火)			10月29日(木)

令和2年9月

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1審裁日	官報 持込	7審裁日	官報 公示	30日	発効
	→	→	→	→	→	→	→	
9月1日(火)	9月16日(水)		9月17日(木)	9月30日(水)			10月30日(金)	
9月2日(水)	9月17日(木)		9月18日(金)	10月1日(木)			10月31日(土)	
9月3日(木)	9月18日(金)		9月23日(水)	10月2日(金)			11月1日(日)	
9月4日(金)	9月23日(水)		9月24日(木)	10月5日(月)			11月4日(水)	
9月5日(土)	9月23日(水)		9月24日(木)	10月5日(月)			11月4日(水)	
9月6日(日)	9月23日(水)		9月24日(木)	10月5日(月)			11月4日(水)	
9月7日(月)	9月23日(水)		9月24日(木)	10月5日(月)			11月4日(水)	
9月8日(火)	9月23日(水)		9月24日(木)	10月5日(月)			11月4日(水)	
9月9日(水)	9月24日(木)		9月25日(金)	10月6日(火)			11月5日(木)	
9月10日(木)	9月25日(金)		9月28日(月)	10月7日(水)			11月6日(金)	
9月11日(金)	9月28日(月)		9月29日(火)	10月8日(木)			11月7日(土)	
9月12日(土)	9月28日(月)		9月29日(火)	10月8日(木)			11月7日(土)	
9月13日(日)	9月28日(月)		9月29日(火)	10月8日(木)			11月7日(土)	
9月14日(月)	9月29日(火)		9月30日(水)	10月9日(金)			11月8日(日)	
9月15日(火)	9月30日(水)		10月1日(木)	10月12日(日)			11月11日(水)	
9月16日(水)	10月1日(木)		10月2日(金)	10月13日(火)			11月12日(木)	
9月17日(木)	10月2日(金)		10月5日(月)	10月14日(水)			11月13日(金)	
9月18日(金)	10月5日(月)		10月6日(火)	10月15日(木)			11月14日(土)	
9月19日(土)	10月5日(月)		10月6日(火)	10月15日(木)			11月14日(土)	
9月20日(日)	10月5日(月)		10月6日(火)	10月15日(木)			11月14日(土)	
9月21日(月)	10月6日(火)		10月7日(水)	10月16日(金)			11月15日(日)	
9月22日(火)	10月7日(水)		10月8日(木)	10月19日(月)			11月18日(水)	
9月23日(水)	10月8日(木)		10月9日(金)	10月20日(火)			11月19日(木)	
9月24日(木)	10月9日(金)		10月12日(日)	10月21日(水)			11月20日(金)	
9月25日(金)	10月12日(日)		10月13日(火)	10月22日(木)			11月21日(土)	
9月26日(土)	10月12日(日)		10月13日(火)	10月22日(木)			11月21日(土)	
9月27日(日)	10月12日(日)		10月13日(火)	10月22日(木)			11月21日(土)	
9月28日(月)	10月13日(火)		10月14日(水)	10月23日(金)			11月22日(日)	
9月29日(火)	10月14日(水)		10月15日(木)	10月26日(日)			11月25日(水)	
9月30日(水)	10月15日(木)		10月16日(金)	10月27日(火)			11月26日(木)	

令和2年度答申要旨の公示日別最短期効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和2年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

令和2年9月

答申 (要旨公示)	15日		異議申出 締切	3営業日		官報 持込	7営業日		官報 公示	30日		発効
	答申 (要旨公示)	一		一	一		一	一				
9月1日 (火)			9月16日 (水)			9月23日 (水)			10月2日 (金)			11月1日 (日)
9月2日 (水)			9月17日 (木)			9月24日 (木)			10月5日 (月)			11月4日 (水)
9月3日 (木)			9月18日 (金)			9月25日 (金)			10月8日 (火)			11月5日 (木)
9月4日 (金)			9月23日 (水)			9月28日 (水)			10月7日 (水)			11月6日 (金)
9月5日 (土)			9月23日 (水)			9月28日 (水)			10月7日 (水)			11月6日 (金)
9月6日 (日)			9月23日 (水)			9月28日 (水)			10月7日 (水)			11月6日 (金)
9月7日 (月)			9月23日 (水)			9月28日 (水)			10月7日 (水)			11月6日 (金)
9月8日 (火)			9月23日 (水)			9月28日 (水)			10月7日 (水)			11月6日 (金)
9月9日 (水)			9月24日 (木)			9月29日 (木)			10月8日 (木)			11月7日 (土)
9月10日 (木)			9月25日 (金)			9月30日 (金)			10月9日 (金)			11月8日 (日)
9月11日 (金)			9月25日 (金)			10月1日 (水)			10月12日 (月)			11月11日 (水)
9月12日 (土)			9月28日 (月)			10月1日 (水)			10月12日 (月)			11月11日 (水)
9月13日 (日)			9月28日 (月)			10月1日 (水)			10月12日 (月)			11月11日 (水)
9月14日 (月)			9月29日 (火)			10月2日 (木)			10月13日 (火)			11月12日 (木)
9月15日 (火)			9月30日 (水)			10月5日 (月)			10月14日 (水)			11月13日 (金)
9月16日 (水)			10月1日 (木)			10月6日 (火)			10月15日 (木)			11月14日 (土)
9月17日 (木)			10月2日 (金)			10月7日 (水)			10月16日 (金)			11月15日 (日)
9月18日 (金)			10月5日 (月)			10月8日 (木)			10月19日 (月)			11月18日 (水)
9月19日 (土)			10月5日 (月)			10月8日 (木)			10月19日 (月)			11月18日 (水)
9月20日 (日)			10月5日 (月)			10月8日 (木)			10月19日 (月)			11月18日 (水)
9月21日 (月)			10月6日 (火)			10月9日 (金)			10月20日 (火)			11月19日 (木)
9月22日 (火)			10月7日 (水)			10月12日 (月)			10月21日 (水)			11月20日 (金)
9月23日 (水)			10月8日 (木)			10月13日 (火)			10月22日 (木)			11月21日 (土)
9月24日 (木)			10月9日 (金)			10月14日 (水)			10月23日 (金)			11月22日 (日)
9月25日 (金)			10月12日 (月)			10月15日 (木)			10月26日 (月)			11月25日 (水)
9月26日 (土)			10月12日 (月)			10月15日 (木)			10月26日 (月)			11月25日 (水)
9月27日 (日)			10月12日 (月)			10月15日 (木)			10月26日 (月)			11月25日 (水)
9月28日 (月)			10月13日 (火)			10月16日 (金)			10月27日 (火)			11月26日 (木)
9月29日 (火)			10月14日 (水)			10月19日 (月)			10月28日 (水)			11月27日 (金)
9月30日 (水)			10月15日 (木)			10月20日 (火)			10月29日 (木)			11月28日 (土)

令和2年10月

答申 (要旨公示)	15日		異議申出 締切	3営業日		官報 持込	7営業日		官報 公示	30日		発効
	答申 (要旨公示)	一		一	一		一	一				
10月1日 (木)			10月16日 (金)			10月21日 (水)			10月30日 (金)			11月29日 (日)
10月2日 (金)			10月19日 (月)			10月22日 (木)			11月2日 (月)			12月2日 (水)
10月3日 (土)			10月19日 (月)			10月22日 (木)			11月2日 (月)			12月2日 (水)
10月4日 (日)			10月19日 (月)			10月22日 (木)			11月2日 (月)			12月2日 (水)
10月5日 (月)			10月20日 (火)			10月23日 (金)			11月4日 (水)			12月4日 (金)
10月6日 (火)			10月21日 (水)			10月26日 (月)			11月5日 (木)			12月5日 (土)
10月7日 (水)			10月22日 (木)			10月27日 (火)			11月6日 (金)			12月6日 (日)
10月8日 (木)			10月23日 (金)			10月28日 (水)			11月9日 (月)			12月9日 (水)
10月9日 (金)			10月26日 (月)			10月29日 (木)			11月10日 (火)			12月10日 (木)
10月10日 (土)			10月26日 (月)			10月29日 (木)			11月10日 (火)			12月10日 (木)
10月11日 (日)			10月26日 (月)			10月29日 (木)			11月10日 (火)			12月10日 (木)
10月12日 (月)			10月27日 (火)			10月30日 (金)			11月11日 (水)			12月11日 (金)
10月13日 (火)			10月28日 (水)			11月2日 (月)			11月12日 (木)			12月12日 (土)
10月14日 (水)			10月29日 (木)			11月4日 (水)			11月13日 (金)			12月13日 (日)
10月15日 (木)			10月30日 (金)			11月5日 (木)			11月16日 (日)			12月16日 (水)
10月16日 (金)			11月2日 (月)			11月6日 (金)			11月17日 (火)			12月17日 (木)
10月17日 (土)			11月2日 (月)			11月6日 (金)			11月17日 (火)			12月17日 (木)
10月18日 (日)			11月2日 (月)			11月6日 (金)			11月17日 (火)			12月17日 (木)
10月19日 (月)			11月4日 (水)			11月9日 (月)			11月18日 (水)			12月18日 (金)
10月20日 (火)			11月4日 (水)			11月9日 (月)			11月18日 (水)			12月18日 (金)
10月21日 (水)			11月5日 (木)			11月10日 (火)			11月19日 (木)			12月19日 (土)
10月22日 (木)			11月6日 (金)			11月11日 (水)			11月20日 (金)			12月20日 (日)
10月23日 (金)			11月9日 (月)			11月12日 (木)			11月24日 (火)			12月24日 (木)
10月24日 (土)			11月9日 (月)			11月12日 (木)			11月24日 (火)			12月24日 (木)
10月25日 (日)			11月9日 (月)			11月12日 (木)			11月24日 (火)			12月24日 (木)
10月26日 (月)			11月10日 (火)			11月13日 (金)			11月25日 (水)			12月25日 (金)
10月27日 (火)			11月11日 (水)			11月16日 (日)			11月26日 (木)			12月26日 (土)
10月28日 (水)			11月12日 (木)			11月17日 (火)			11月27日 (金)			12月27日 (日)
10月29日 (木)			11月13日 (金)			11月18日 (水)			11月30日 (月)			12月30日 (水)
10月30日 (金)			11月16日 (日)			11月19日 (木)			12月1日 (火)			12月31日 (木)
10月31日 (土)			11月16日 (日)			11月19日 (木)			12月1日 (火)			12月31日 (木)

令和2年12月

15日		3連休日		7連休日		30日		発効
発申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3連休日	首途 持込	7連休日	官報 公示	30日	
12月1日 (火)	12月16日 (水)	12月21日 (月)	12月21日 (水)	12月21日 (火)	12月21日 (月)	1月5日 (火)	1月5日 (火)	2月4日 (木)
12月2日 (水)	12月17日 (木)	12月22日 (火)	12月22日 (木)	12月22日 (水)	12月22日 (火)	1月6日 (水)	1月6日 (水)	2月5日 (金)
12月3日 (木)	12月18日 (金)	12月23日 (水)	12月23日 (金)	12月23日 (木)	12月23日 (水)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	2月6日 (土)
12月4日 (金)	12月21日 (月)	12月24日 (木)	12月24日 (月)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月8日 (金)	1月8日 (金)	2月7日 (日)
12月5日 (土)	12月22日 (火)	12月25日 (金)	12月25日 (火)	12月25日 (金)	12月24日 (木)	1月8日 (金)	1月8日 (金)	2月7日 (日)
12月6日 (日)	12月23日 (水)	12月26日 (土)	12月26日 (水)	12月26日 (土)	12月25日 (金)	1月12日 (火)	1月12日 (火)	2月11日 (木)
12月7日 (月)	12月24日 (木)	12月27日 (日)	12月27日 (木)	12月28日 (金)	12月28日 (月)	1月12日 (火)	1月12日 (火)	2月11日 (木)
12月8日 (火)	12月25日 (金)	12月28日 (月)	12月28日 (金)	12月28日 (月)	12月28日 (月)	1月14日 (木)	1月14日 (木)	2月13日 (土)
12月9日 (水)	12月26日 (土)	12月29日 (火)	12月29日 (土)	12月29日 (火)	12月28日 (月)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	2月14日 (日)
12月10日 (木)	12月27日 (日)	12月30日 (水)	12月30日 (日)	12月30日 (水)	12月29日 (火)	1月18日 (月)	1月18日 (月)	2月17日 (水)
12月11日 (金)	12月28日 (月)	12月31日 (木)	12月31日 (月)	12月31日 (木)	12月30日 (水)	1月18日 (月)	1月18日 (月)	2月17日 (水)
12月12日 (土)	12月29日 (火)				12月31日 (木)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (木)
12月13日 (日)	12月30日 (水)					1月19日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (木)
12月14日 (月)	12月31日 (木)					1月19日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (木)
12月15日 (火)						1月20日 (水)	1月20日 (水)	2月19日 (金)
12月16日 (水)						1月21日 (木)	1月21日 (木)	2月20日 (土)
12月17日 (木)						1月22日 (金)	1月22日 (金)	2月21日 (日)
12月18日 (金)						1月23日 (土)	1月23日 (土)	2月22日 (月)
12月19日 (土)						1月24日 (日)	1月24日 (日)	2月23日 (火)
12月20日 (日)						1月25日 (月)	1月25日 (月)	2月24日 (水)
12月21日 (月)						1月26日 (火)	1月26日 (火)	2月25日 (木)
12月22日 (火)						1月26日 (火)	1月26日 (火)	2月25日 (木)
12月23日 (水)						1月28日 (月)	1月28日 (月)	2月27日 (土)
12月24日 (木)						1月28日 (月)	1月28日 (月)	2月27日 (土)
12月25日 (金)						1月29日 (火)	1月29日 (火)	2月28日 (日)
12月26日 (土)						1月30日 (水)	1月30日 (水)	2月29日 (月)
12月27日 (日)						1月31日 (木)	1月31日 (木)	3月1日 (火)
12月28日 (月)						2月1日 (火)	2月1日 (火)	3月2日 (水)
12月29日 (火)						2月2日 (水)	2月2日 (水)	3月3日 (木)
12月30日 (水)						2月3日 (木)	2月3日 (木)	3月4日 (金)
12月31日 (木)						2月4日 (金)	2月4日 (金)	3月5日 (土)

令和2年11月

15日		3連休日		7連休日		30日		発効
発申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3連休日	首途 持込	7連休日	官報 公示	30日	
11月1日 (日)	11月16日 (月)	11月19日 (木)	11月19日 (日)	11月19日 (木)	11月19日 (木)	12月1日 (火)	12月1日 (火)	12月31日 (木)
11月2日 (月)	11月17日 (火)	11月20日 (金)	11月20日 (月)	11月20日 (金)	11月20日 (金)	12月2日 (水)	12月2日 (水)	1月1日 (金)
11月3日 (火)	11月18日 (水)	11月21日 (土)	11月21日 (火)	11月21日 (土)	11月21日 (土)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	1月2日 (土)
11月4日 (水)	11月19日 (木)	11月22日 (日)	11月22日 (水)	11月22日 (日)	11月22日 (日)	12月4日 (金)	12月4日 (金)	1月3日 (日)
11月5日 (木)	11月20日 (金)	11月23日 (月)	11月23日 (木)	11月23日 (月)	11月23日 (月)	12月5日 (土)	12月5日 (土)	1月6日 (水)
11月6日 (金)	11月21日 (土)	11月24日 (火)	11月24日 (金)	11月24日 (火)	11月24日 (火)	12月6日 (日)	12月6日 (日)	1月7日 (木)
11月7日 (土)	11月22日 (日)	11月25日 (水)	11月25日 (土)	11月25日 (水)	11月25日 (水)	12月7日 (月)	12月7日 (月)	1月7日 (木)
11月8日 (日)	11月23日 (月)	11月26日 (木)	11月26日 (日)	11月26日 (木)	11月26日 (木)	12月8日 (火)	12月8日 (火)	1月7日 (木)
11月9日 (月)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (月)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月9日 (水)	12月9日 (水)	1月7日 (木)
11月10日 (火)	11月25日 (水)	11月28日 (土)	11月28日 (火)	11月28日 (土)	11月28日 (土)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	1月7日 (木)
11月11日 (水)	11月26日 (木)	11月29日 (日)	11月29日 (水)	11月29日 (日)	11月29日 (日)	12月11日 (金)	12月11日 (金)	1月8日 (金)
11月12日 (木)	11月27日 (金)	11月30日 (月)	11月30日 (木)	11月30日 (月)	11月30日 (月)	12月12日 (土)	12月12日 (土)	1月9日 (土)
11月13日 (金)	11月28日 (土)	12月1日 (火)	12月1日 (金)	12月1日 (火)	12月1日 (火)	12月13日 (日)	12月13日 (日)	1月10日 (日)
11月14日 (土)	11月29日 (日)	12月2日 (水)	12月2日 (土)	12月2日 (水)	12月2日 (水)	12月14日 (月)	12月14日 (月)	1月13日 (水)
11月15日 (日)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月3日 (日)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	12月15日 (火)	12月15日 (火)	1月13日 (水)
11月16日 (月)	12月1日 (火)	12月4日 (金)	12月4日 (月)	12月4日 (金)	12月4日 (金)	12月16日 (水)	12月16日 (水)	1月13日 (水)
11月17日 (火)	12月2日 (水)	12月5日 (土)	12月5日 (火)	12月5日 (土)	12月5日 (土)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	1月14日 (木)
11月18日 (水)	12月3日 (木)	12月6日 (日)	12月6日 (水)	12月6日 (日)	12月6日 (日)	12月18日 (金)	12月18日 (金)	1月15日 (金)
11月19日 (木)	12月4日 (金)	12月7日 (月)	12月7日 (木)	12月7日 (月)	12月7日 (月)	12月19日 (土)	12月19日 (土)	1月16日 (土)
11月20日 (金)	12月5日 (土)	12月8日 (火)	12月8日 (金)	12月8日 (火)	12月8日 (火)	12月20日 (日)	12月20日 (日)	1月17日 (日)
11月21日 (土)	12月6日 (日)	12月9日 (水)	12月9日 (土)	12月9日 (水)	12月9日 (水)	12月21日 (月)	12月21日 (月)	1月20日 (水)
11月22日 (日)	12月7日 (月)	12月10日 (木)	12月10日 (日)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	12月22日 (火)	12月22日 (火)	1月20日 (水)
11月23日 (月)	12月8日 (火)	12月11日 (金)	12月11日 (月)	12月11日 (金)	12月11日 (金)	12月23日 (水)	12月23日 (水)	1月21日 (木)
11月24日 (火)	12月9日 (水)	12月12日 (土)	12月12日 (火)	12月12日 (土)	12月12日 (土)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月22日 (金)
11月25日 (水)	12月10日 (木)	12月13日 (日)	12月13日 (水)	12月13日 (日)	12月13日 (日)	12月25日 (金)	12月25日 (金)	1月23日 (土)
11月26日 (木)	12月11日 (金)	12月14日 (月)	12月14日 (木)	12月14日 (月)	12月14日 (月)	12月26日 (土)	12月26日 (土)	1月24日 (日)
11月27日 (金)	12月12日 (土)	12月15日 (火)	12月15日 (金)	12月15日 (火)	12月15日 (火)	12月28日 (月)	12月28日 (月)	1月27日 (水)
11月28日 (土)	12月13日 (日)	12月16日 (水)	12月16日 (土)	12月16日 (水)	12月16日 (水)	12月28日 (月)	12月28日 (月)	1月27日 (水)
11月29日 (日)	12月14日 (月)	12月17日 (木)	12月17日 (日)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	12月29日 (火)	12月29日 (火)	1月27日 (水)
11月30日 (月)	12月15日 (火)	12月18日 (金)	12月18日 (月)	12月18日 (金)	12月18日 (金)	12月30日 (水)	12月30日 (水)	1月27日 (水)
						1月4日 (木)	1月4日 (木)	2月3日 (木)